九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

漢時代の市をめぐって

越智, 重明

https://doi.org/10.15017/2230659

出版情報：史淵. 123, pp.103-130, 1986-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

漢時代の市をめぐって

越智重明

はしがき

本稿は、第一に漢時代の市のうち旧来その所在地が問題となっている、長安九市と東市西市との所在について考察し、第二に市と結びついて商行為をしている人々の実態と、交易の場としての市の性格とを追求し、第三に城外の市が唐代の草市の遙かな源流をなすべきを推定する。

なお、第一の点を考察するのであれば長安城の規模などをとりあげなければならないし、第二の点については専業商人や一部農民の商行為による利益にかける税の性格・内容などを明かにしなければならない。しかし、すでに不十分ながらそれらについては検討しているので本稿では再論しない(1)。

第一節　長安城の規模

漢の長安城の規模（大きさと外形）について記している、現存の基本史料はつぎの五つである。

(一) 長安城、方六十里。経緯各十五里。(現行漢旧儀。以下、(1)という。)

(二) (長安) 城方六十三里。経緯各十二里。(史記巻九呂后紀索隠所引漢旧儀。以下、(2)という。)

(三) 長安城、方亦(六の誤り)十三里。経緯各十五里。十二城門。九百七十三頃。城中皆属長安。(後漢書巻一〇九郡国志一所引漢旧儀。以下、(3)という。)

(四) 長安城中、経緯各長三十二里十八歩。地九百七十二頃(玉海は二を三に作る)。八街九陌三宮九府三廟十二門九市十六橋。地皆黒壌。今赤如火、堅如石。父老伝云、尽鑿龍首山土為城。(下略)(三輔黄図巻一漢長安故城所引漢旧儀。以下、(4)という。)

(五) (長安城)高三丈五尺、下闊一丈五尺。上闊九尺。雉高三坂(板?)。周回六十五里。城南為南斗形。北為北斗形。(三輔黄図漢長安故城所引。以下、(5)という。)至今人呼漢京城為斗城、是也。

さて、(1)の場合、経緯(たてよこ)の合計が六十里となる。これはそこに「方六十里」とあるのと一致する。つぎに(3)、(4)の場合九百七十三頃という長安城の面積は合致する。(この際、「三」が「二」になっているのは捨象する。)また、(3)に十二城門とあるのは(4)の十二門と同一のものと考えられる。さて、(3)は「方亦(六の誤り)十三里経緯各十五里」であり、(4)は「経緯各長三十二里十八歩」である。思うに(4)の十八歩といった数字はそれが正確さをもつべきを示唆しているといえようが、各辺をそれぞれ三十二里十八歩といった際、その面積は厖大となってとうてい九百七十三頃程度ではない。それだけにこの経緯については別の理解を導入しなければならない。これについてはかつてとりあげたことがある。補訂したいところもあるが紙数の都合ですべて省略し、(一)三輔黄図巻二長安九市に、

廟記云、長安市有九。各方二百六十六歩。

とある。この「方二百六十六歩」にも、さきの(1)の「方六十里」の場合のような、方を四周の距離の合計とする計算法をあてはめるべきであろうが、そうするとこの市は一辺の長さを六十六歩とする方形の市となること、及び、(二)(4)

の「八街九陌三宮九府三廟十二門九市十六橋」はそれが長安城中にあるものであるだけに、その八街九陌は自ら長安城中の道路であるということになる。これは正方形の長安城におけるものであるが、玉海巻一六地理京輔に引く三輔旧事に、

長安城中八街九陌閭里一百六十。室居櫛比、門巷脩直。

とある。これは現実の長安城中のことについていっているものであろう。そうすると、長安城中に八街九陌があることは、少くともその数字面では実現したといえることを指摘するに止める。

第二節　九市十二門

本節は(4)に見える九市と十二門とをとりあげる。

三輔黄図巻二長安九市に、

廟記云、長安市有九。各方二百六十六歩。六市在道西。三市在道東。凡四里（この里は集落）為一市。致九州之人。在(マヽ)突門。夾二横橋大道一。

とある。ここに、突門と横橋大道とが見えるが、まずこれをとりあげてみよう。周知のように長安城には城壁に十二門があった。三輔黄図巻一都城十二門を見ると、長安城には、東壁に北から宣平門、清明門、霸城門があり、南壁に東から覆盎門、安門、西安門があり、西壁に南から章城門、直城門、雍門があり、北壁に西から横門、廚城門、洛城門がある。この合計十二門がいわゆる十二門である。ところで、都城十二門には横門について、「門外有橋。曰横橋。」とある。この横橋は蓋しさきの横橋大道の橋のことであろう。このように見てくると突門が横門なるべきが推定される。ただし、水経注巻一九渭水の条には、

（西出南頭）第三門、本名西城門。亦曰雍門。……又曰光門。亦曰突門。

とあって、突門とは雍門を指すものであるとしている。しかし、その後方にまた、

北出西頭第一門、本名横門。……如淳曰、（横）音光。故曰、光門。其外郭有都門。有棘門。……如淳曰、棘門在横門外。按漢書、徐厲軍于此、備匈奴。

とある。横の音が光で、それによって横門が光門ともよばれるとすれば、さきの「又曰光門」は衍ということになる。佐藤武敏氏はさきの光門の下にある突門は本来横門を指す光門の下に移して解すべきでないか、としておられるが従うべきである。[3] なお、楊守敬は右の「有都門」とあるのが太平御覧に引くところにないのを指摘し、蓋し衍であろう、としているが、これ亦従うべきであろう。

このように見てくると、九市は横門＝突門の外にある横門大道の東に三つ、西に六つあるということになる。ところで、後引の文選の二賦からそれらが郭門内にあったことが察せられる。そうすると、九市は城門外、郭門内の地にあったことになるが、前節で引用した(4)ではそれが長安城中にあるとしている。少くともその点についていえば、(4)のプランは改変されたことになる。

なお、太平御覧巻一八二居処部十門上に、「風俗通曰、閇、城外郭内里門也。」とある。これは城門外・郭門内に里があったことを察せしめる。九市はこうした城門外・郭門内の市ということになる。

ちなみに、長安城とその郭、郭門との関係についてであるが、一般的にいうと、城には狭義のものと広義のものとあり、広義の場合は城の四周にある郭を含む形をとっている。その郭門は郭が外部と接するところにある門である。長安城の郭門については、三輔黄図都城十二門に、

長安城東出北頭第一門曰宣平門。民間所謂東都門。其郭門亦曰東都。

とあって宣平門に郭門があったのを示している。また、長安志巻五京城章に、

東出北頭三門。第一門名曰宣平門。外郭門曰東都門。第二門名曰清明門。外郭門曰東平門。第三門名曰霸城門。外郭門曰青門。亦曰青城門。

とある。これは清明門と霸城門とにも郭門のあったのを示している。ところで、都城十二門に、また、

長安城東出南頭第一門曰霸城門。民見門色青、曰青城門、或曰青門。

とあるが、宣平門＝東都門の郭門を東都門と称し、霸城門＝青城門＝青門の郭門を青城門または青門と称したことは、すでに指摘されているように、その城門と郭門とが相接して造られていたため、両者に別の名が附せられなかったところによるのであろう。(4) なお、都城十二門に、

長安城南出東頭第一門曰覆盎門。一号杜門。廟記曰、覆盎門与洛門、相去十三里一十歩。(ママ)

とあり、

長安城北出東頭一門曰洛城門。

とある。右は南北の東頭第一門間の距離が十三里一十歩(ママ)であったのを示している。これは城門という際、それに郭門を含む場合があること、さらにいうと、城郭という際、そこに（狭義の）城の外で郭の内を指すことのあるのを察せしめる。ところで、後漢書巻八〇上杜篤伝の李賢注に、「東都城門を「長安外城門。東面北頭第一門也。」とし、後漢書巻八三逢萌伝の李賢注に、「漢名殿名、東都門、今名青門也。前書音義曰、長安東郭、城北頭第一門。」とある。これはさきに郭門の東都門としたものを、前者は外城門（広義の城門）とし、後者は郭門としているものである。（「今名青門也」とある点についての考察は省略。）

ちなみに、墨子備城門第五十二に、

大城、……郭門在外。為衡。以両木当門。鑿其木、維敷上堞。

とある。墨子間詁によると、これは大城では外に郭門をつくる。その衡（かんぬき）はふたつの木でつくるが、その

木に穴をあけて縄をつけ、城上の堞（ひめがき）につなぎとめる、ということを示している。蓋し正解であろう。これは郭門に大城に密接した門がある、とする場合のものである。

さて、文選巻一賦甲西都賦、班孟堅に、長安について

(A)漢之西都在雍州。寔曰長安。……建金城之万雉、呀（おおいなり）周池而成淵。披三條之広路、立十二之通門。内則街衢洞達。閭閻且千。九市開場、貨別隧分。人不得顧。車不得旋。闐城溢郭、旁流百廛。紅塵四分。煙雲相連。……

(B)若乃観其四郊、浮遊近県、則南望杜霸、北眺五陵、名都対郭、邑居相承。

とある。六臣注に、「字林曰、閭、里門也。閻、里中門也。」とある。また、六臣注に、「銑曰、名都、謂近都之県。対郭、与京都相対。故云邑居相承。」とあるが、この郭は長安城の郭のことであろう。また、文選巻二賦乙西京賦、張平子に、長安について、

(A)′徒観其城郭之制、則旁開三門、参塗夷庭、方軌十二、街衢相経（わたる）。……爾乃廓（おおいに）開九市、通闤帯閎。旗亭五重、俯察百隧。周制大胥、今也惟尉。

とあり、また、

(B)′郊甸之内、郷邑殷賑、五都貨殖、既遷既引。商旅聯槅、隠隠展展。冠帯交錯、方轂接軫。封畿千里、統以京尹。郡門宮館、百四十五。

とある。西京賦は西都賦に擬したといわれている。六臣注に、「参塗夷庭」は、「綜曰、…一面三門。門三道。故云参塗。塗容四軌。故方十二軌。軌、車轍也。夷、平地。庭、猶正也。善曰、方言、九軌之塗、凡有十二也。」とあるが、従うべきであろう。また、「綜曰、闤、市営也。閎、中隔門也。崔豹古今注曰、市牆曰闤、市門曰閎。」とあるが、闤、闠は何れにしても市の建造物である。また、京兆尹が封畿千里を統べるとある。これはもちろん誇張であるが、それにしてもそのことは自ら京兆尹が長安県なり長安城なりを統べるのを察せしめる。

いま両記事をあわせて見よう。(A)′から長安城の城郭のなかに長安九市があったのがわかる。それは(A)とあいまって九市が城郭内にあったのを自ら確実にする。右の九市はもちろん築城プランとしての九市ではなく現存した九市についてのものである。この際、(5)の長安城の郭内に九市が生じているわけである。

なお、左氏伝荘公二十八年（前六六六年）の伝に、楚が鄭を改めたときのこととして、

衆車入自純門、及逵市。県門不発（とず）。

とある。その杜注に、

純門、鄭外郭門也。逵、市郭道上市。……県門施於城門。

とある。これに従うと、つとに城外郭内に市があった場合があるということになる。

第三節　西市

本節は西市の位置をとりあげるが、それは九市の位置と関連して見るべきものとなる。

宇都宮清吉氏は、漢の長安城には九市として東市、西市、直市、柳市などがあった。東市、西市は城内にあったと思われるが、直市は長安の西の郊外にあり、柳市も長安城の西郊の細柳倉のほとりにあった、としておられる。(5) また、佐藤武敏氏は九市は城内ではなく、横門の外の郭に開かれていたと解しておられる。(6) また、古賀登氏は、わが国では、九市はすべて横門の外、横橋大道の南側にあり、東市・西市は、杜門の南にあり、直市は西の郊外、柳市は西郊の細柳倉のほとりにあった、とする佐藤氏の説が有力のようであるが、九市のうち六市が横門の外、横橋大道の南側にあり、これが西市である。三市が杜門の南、杜門大道にあり、これが東市であった、としておられる。(7)

さて、三輔黄図長安九市に、

(A) 廟記云長安市有九。各方二百六十六歩。
六市在道西。三市在道東。凡四里為一市。致九州之人。在突門(ママ)。夾横橋大道。市楼皆重屋。
(B) 又曰旗亭楼。在杜門大道南。
(C) 又有当市楼。
(D) 有令署。以察商賈貨財買賣貿易之事。
(E) 三輔都尉掌之。
(F) 直市在富平津西南二十五里。即秦文公造。物無二価。故以直市為名。
(G) 張衡西京賦云、郭開(ママ)九市、通闥旗亭重立、俯察百遂。是也。
(H) 又案郡国志、長安大俠万子夏居柳市。司馬季主卜於東市。晁錯朝服斬於東市。
(I) 西市在醴泉坊。

とある。

ここに三輔都尉が出ているが、三輔黄図巻一三輔沿革に、

武帝太初元年（前一〇四年）改（右）内史為京兆尹。與左馮翊右扶風、謂之三輔。其輔倶(三?)在長安古城中。

とある。ここに見える様態は王莽の改変時まで続いている。こうした三輔の管轄範囲は、漢書巻二八上地理志上によると、平帝の元始二年（前漢末）において、京兆尹の場合、長安以下十二県で、大体長安以東、渭水本流が黄河に合する地点にわたる渭水南側である。左馮翊の場合、高陵・長陵等二十四県を含む地域で、大体渭水の北側、咸陽及び涇水と黄河との間の地域である。右扶風の場合、大体咸陽及び涇水から西、陝西省西境に至る地域である。ごく大まかにいうと、京兆尹の場合、長安県を含んだ東部、左馮翊の場合、北部、右扶風の場合西部をそれぞれ管轄範囲とするということになる。こうした大勢は必らずや三輔がおかれて以来のことであったであろう。

三輔都尉は右の京兆尹、左馮翊、右扶風にそれぞれおかれた京輔、左輔、右輔の三都尉の総称である。いまこの三輔都尉について若干の考察をしておく。漢書巻一九上百官公卿表上に、

中尉。秦官。掌徼循京師。有両丞侯司馬千人。武帝太初元年（前一〇四年）更名執金吾。属官有㆓……㆒。…及左右京輔都尉丞兵卒、皆属焉。

とあり、

（武帝）元鼎四年（前一一三年）、更置三輔都尉。都尉丞一人。

とあり、三輔黄図三輔治所に、

三輔者、謂主爵中尉及左右内史。漢武帝改曰京兆尹左馮翊右扶風。共治長安城中。是為三輔。三輔郡皆有都尉、如諸郡。京輔都尉治華陰。左輔都尉治高陵。右輔都尉治鄜。

とある。京輔都尉の治している華陰（県）は京兆尹管下の県であり、左輔都尉の治している高陵（県）は左馮翊の管下の県であり、右輔都尉の治している鄜（県）は右扶風の管下の県である。また、後漢書巻一一八百官志五州郡に、「武帝又置三輔都尉各一人、譏出入。」とある。以上見たところから、京兆、左馮翊、右扶風にそれぞれ京輔都尉、左輔都尉、右輔都尉があり、それらはそれぞれ京兆、左馮翊、右扶風の治安維持に任じたが、それらの総称は三輔都尉であるのがわかる。（のちにふれるように、長安城中に治す、とある際の治は、その官衙のあるところを意味する。そうでなければ、右の各都尉の管轄地と矛盾する。）そうした点からいうと三人の都尉が長安城、京師の地を分割して治めたとはいえない。また、漢書巻七六張敞伝に、

京兆典京師。長安中浩穰。於三輔尤為劇。郡国二千石以高第入守。及為眞、久者不過三二年。近者数月一歳、輒毀傷失名。以罪過罷。唯広漢及敞為久任職。

とある。これは京兆尹が長安――京師を掌っていたことと、その浩穰なることが三輔の治める地で一番であった、と

いうことを自ら示している。これは裏からいうと三輔すべてが長安――京師の治安維持に任じていたのではないということになる。

なお、研究者のなかには、三輔が長安城中を三分して治めたとし、その根拠として、漢書巻七六趙広漢伝に、

（京兆尹趙）広漢奏請、令長安游徼獄吏秩百石。其後百石吏皆差自重、不敢枉法妄繫留人。京兆政清、吏民称之、不容口。長老伝以為自漢興、治京兆者、莫能及。左馮翊右扶風、皆治長安中。犯法者従迹、喜過京兆界。広漢歎曰、乱吾治者、常二輔也。誠令広漢得兼治之、直差易耳。

とあり、三輔黄図三輔治所に、

三輔者、謂主爵中尉及左右内史。漢武帝改曰京兆尹左馮翊右扶風、共治長安城中。

とあるのをあげ、また、漢旧儀に長安東市の獄が京兆尹に属し、西市の獄が左馮翊に属していたことを問題としている。しかし、さきに見たところから、京兆尹だけが長安城中なり京師なりを治めていたのは明らかである。それだけに、趙広漢伝の――の部分は、「左馮翊、右扶風二輔の境内で法を犯したものは迹（ゆきき）を縦にし、喜んで京兆尹治下の地を過る」といった意味であり、そのまえに左馮翊、右扶風について、「皆治長安中」とあるのは、上のような意味で二輔＝左馮翊、右扶風の地を問題とするにあたり、それに附記されたに過ぎぬ、という一面もないとはいえないであろうが、むしろ京兆尹としての広漢が京都にあって左馮翊、右扶風の二輔を兼任したならば、右のようなふるまいとさせないであろう、といったことを述べる前提をなしている、として読むべきであろう。これは逆からいえば、京兆、左馮翊、右扶風の三長官はそれぞれ管轄区域がきまっていて、他にその支配力が及ばないということになる。

また、長官なり官衙なりが「治」するとあるのについていえば、三輔黄図の三輔沿革に、

其輔倶在長安古城中。（三？）

とあり、三輔治所に、

京兆在故城南尚冠里。馮翊在故城内太上皇廟西南。扶風在夕陰街地。

とある。これらは三輔がともに長安城中にあったことを示している。しかし「治長安城中」とあるような際の治は（天子や）長官がいてその官衙があるところを指すものである。こうした用法のあるのは改めて論ずるまでもあるまい。要するに、そうした治はその治所が直ちに行政的支配の対象となることを意味するものではないのである。

このように見てくると、(E)の「三輔都尉掌之」は総称としての三輔都尉が「之」を掌る、としているものであるから、京輔都尉の掌る長安九市のほかに、他の都尉の掌る市があり、それを総括して述べたとしても何ら差支えないことになる。さらにいうと、(B)、(C)は廟記からの引用であろうが、それが九市そのものであるということはその掲載記事だけではいえないのである。蓋し、九市と、(B)、(C)などからなる市は(D)の市令がそれを掌り、さらにその上位にある三輔都尉がこれを掌る、といったこととなろう。（ただし、(C)がもし西市に入るのであれば、それは市令でなく市長が掌るものとなる。この点はつぎに述べるところに明かであろう。）

なお、漢書百官公卿表上に、京兆尹の属官として、

属官有長安市廚両令丞。

とあり、左馮翊の属官として、

又左都水鉄官雲塁長安四市長丞皆属焉。

とある。（右扶風については市の令長は見えない。）この長安市令が京兆尹の支配地にある長安九市などを掌り、市長が左馮翊の支配地にある四市を掌っていたのであろう。後者の長安という表現についてであるが、左馮翊の長官は長安城中に治所（役所）があっても長安城を支配していない。それだけにこの長安を文字通り長安城（あるいは長安県）とすることは無理である。さて、三輔黄図巻五太学に、

漢太学在長安西北七里。……三輔旧事云、漢太学中有市有獄。

とあるが、周知のように市には獄がある。こうした市獄を所管する地方長官は当然市の所管を行ったことであろう。この際、漢旧儀に長安東市の獄は京兆尹に属し、西市の獄は左馮翊に属したとあること、つまり、長安西市が左馮翊の長官の支配下にあったことに留意すると、右の「長安四市」は長安西市の誤りで、長安城よりも（北方でかつ）西方にある左馮翊の市のことである可能性が大きくなってくる。なお、漢書巻二恵帝紀六年（前一五一年）六月の条に、

起長安四市。

とあって、長安四市が恵帝の六年に設けられたことを示している。

さて、漢書巻二四下食貨志下に、王莽の政治について、

遂於長安及五都、立五均官、更名長安東西市令及洛陽邯鄲臨甾（ママ）宛成都市長、皆為五均司市称師（卒）。東市称京、西市称畿、洛陽称中、余四都各用東西南北為称。

とある。右の長安東西市は洛陽など五都の市と並ぶ市であるが、その長安の東市が京、西市が畿であるという際、その東市、西市は旧来の称呼を踏襲していたとすべきであろうが、そうすると長安城を中心としてかなり広い範囲において、長安東市と長安西市とがあり、その二市の令がそれぞれその地域の市を管掌していたことになろう。そこでは左馮翊の長官の支配する（もともと長安の市より西にあるという意味に出た）西市と、それより東にある（もともと京兆尹の支配する京兆の市であり、のち長安西市に対するものとして）長安東市とよばれるものがあった。それらはそれぞれの地域（左馮翊と京師と）の市の総称であった、ということになる。なお、長安西市の場合、さきに長がいたがのち令になったとすれば、それは市の発展にともなうものとなろう。

なお、前漢の市は他にいくつもあるが、そのうちの若干については第四節でふれる。ところで、(I)の記事は、佐藤氏の説かれるように、唐の長安の西市が醴泉坊のすぐ南にあったため、唐の西市のつたえが誤って挿入されたのであ

ろう。(9)（漢時代、市は里を形成しても坊を形成することはない。）

ここで三つのことを附記しておく。その一は、玉海巻一六地理に引く三輔黄図に、

又有柳市東市西市。有当市樓。有令舎(ママ)。以察商賈貿易。三輔都尉掌之。

とあるものについてである。そこに柳市、東市、西市の名が見える。（この「令舎」は令署の誤りであろう。）この記述はそこに引用された全文からみて、三輔黄図長安九市の原文を大きく省略し、かつ書き改めたものであろうが、それだけに、これから漢時代の市の所在を論ずるのは無理である。

その二は、(B)に、「周制大胥。今也惟尉。」とあり、この李善注のなかに、「善曰、漢宮闕疏曰、長安立九市。其六市在道西。三市在道東。……漢書曰、京兆尹、長安四市皆属焉。与左馮翊右扶風為三輔。然市有長丞、而無尉。蓋通呼長丞為尉耳。」とあるものについてである。李善は「漢書曰」として長安四市をも京兆尹に属したとしているが、これは、さきに見たように左馮翊に属した長安西市とすべきである。恐らく李善は「長安」の文字に引きづられて誤りを犯したのであろう。

その三は、西都賦のなかに、「漢之西都、在於雍州、寔曰長安。」とあるものについてである。西都賦のつくられた後漢時代、都は洛陽であって長安ではない。従って長安を西都とするのは、それが都からみて西にあるので、都を東都とし、それに対して長安を西都としたとされよう。また、文選巻二賦乙南都賦、張平子の南都賦の六臣注に、「執虞曰、南陽郡治宛。在京之南。故曰南都。」とあるが、南陽を南都とするのは、後漢の都（洛陽）から見て南にあるからである、とされよう。こうしたことは、長安から西にある市を西市あるいは長安西市といったのと、表現上、基本的に相通ずるところをもつ理解ではなかろうか。

第四節　市と商人

漢時代の市としては長安、洛陽を始めとして、山東の臨淄、河北の邯鄲、四川の成都などがある。こうした市の実態についてはすでに吉田光邦氏が要をえた記述をしておられる。[10] そこでは公的な秩序とは別に遊俠によるそれなりの秩序があったこと、市にある店がその権利を売買できたこと、市で飲食する習慣が生れてきたこと、第一次産業の生産品である穀物、野菜類だけでなく、第二次的な加工品、手工業製品が多種多様に市場に出廻っていたこと、商業利益は二割が標準であったこと、市には卜人の類さえもいたこと、などが示されている。本節は右のような市と商人の活躍について若干のことを述べる。

第一に、商業を営む人々の出身についてであるが、すでに別稿で述べたように、商人（あきんど）を本業とするものには市籍をもち市のなかに店鋪を有する坐商とそうでない行商とがあった。[11] ただし、大規模な商人には、のちにもふれるが、市籍をもち、同時に行商として活躍するものも当然いたことであろう。

ところで、呂氏春秋孟夏紀第四尊師に、

段干木、晋国大駔也。学於子夏。

とある。後漢書巻六八郭太伝の李賢注に、右を「段干木、晋国之駔」として引用したのに続いて、

説文曰、駔、会也。謂両家之買売、如今之度市也。

とある。また、漢書巻九一貨殖伝に、

子貸千貫、節駔儈

とあるが、その顔師古注に、

儈者、会合二家、交易者也。駔者、其首率也。

とあるが、駔儈はのちの牙行である。なお、清国行政法第一編第五章第四節商業に、「牙行ハ又牙人、牙儈、駔儈等ノ名アリ漢以来存在セル一種ノ営業ニシテ現朝ニ於テハ主トシテ牙行ノ稱ヲ用キ其営業者ヲ呼ヒテ経紀ト云フ……蓋シ牙行本来ノ業務ハ売主ト買主トノ間ニ立チテ互ニ之ヲ紹介シ且為メニ物貨ノ價格ヲ估定シ其多寡ニ応シテ手数料即チ牙銭ヲ収ムルニ在リ」とある。段干木のころすでに駔儈が存在していたかどうかは今後検討すべきことであるが、漢時代にはすでにこうした商業ブローカーも存在していた、といえる。これは一応広義の行商に入るであろう。

さて、管子軽重第八十に、

斉之北沢焼、火光照堂下。管子入賀桓公曰、吾田野辟。農夫必有百倍之利矣。是歳租税、九月而具、粟又美。桓公召管子而問曰、此何故也。管子対曰、万乗之国、千乗之国、不能無薪而炊、今北沢焼、莫之続。則是農夫得居装、而売其薪蕘、一束十倍。則春有以剸耜。夏有以決芸(さる)。此租税所以九月而具也。

とある。これは本来農民でありながら、自己の作った農産物より外のものを売り利潤をえるものがいたのを示している。漢時代こうした農民も当然いたことであろう。ところで、塩鉄論通有第三に、

大夫曰、燕之涿・薊、趙之邯鄲、魏之温・軹、韓之滎陽、斉之臨淄、楚之宛・陳、鄭之陽翟、三川之二周、富冠海内。皆為天下名都。非有助之耕其野而田其地者也。居五諸之衡、跨街衢之路也。故物豊者民衍、宅近市者家富。富在術数、不在勞身。利在勢居、不在力耕也。

とある。これは前漢の大市の近くの民で、その市に赴いて商業を営み、以て財をえるものの多かったのを察せしめる。こうしたもののなかから純然たる商人も出てくるといえよう。

なお、周礼司徒司市に、

大市、日昃而市。百姓為主。朝市朝時而市。商賈為主。夕市夕時而市。販夫販婦為主。

とあり、その鄭注に、

市雑衆之処。言主者、謂其多者也。百族必容来去。商賈家於市城。販夫販婦朝資夕賣。因其便而分為三時之市。所以了物極衆。鄭司農云、百族、百姓也。

とある。これは（大）市を図式化して述べたものである。そこに百姓が見える。司市に、

凡市偽飾之禁、在民者十有二。在商者十有二。在賈者十有二。在工者十有二。

とあるのをみると、その百姓には、商賈のほかに、農民、自己の製品を売る工人もいたとされよう。またそこには貧しい小商人もいるわけである。これは漢時代の実情でもあったであろう。ただし、三つに分けられた市の構成員の大まかな区別は現実には必ずしも右のようなものでなく、商人が三市すべての主要構成員となるといったこともあったであろう。

右のほかに奴婢の所有者が奴婢などを商業に従事させ利益をえたこともある。前漢中期ごろ王褒が著した僮約があるが、宇都宮清吉氏の校訂されたもの[12]によると、

舎後有樹。当裁作舟。上到湔主、下至江州。……綿亭買席、往来都洛、当為婦女、求脂沢、販於小市。帰都擔棄、転出旁蹊、牽犬販鵝。武陽買茶、楊氏池中擔荷。……往来市聚、慎護奸偸。……入市不得夷蹲旁臥、悪言醜罵。

とある。この「都洛」は成都、広都、新都の三都で、その三都と洛とは一つの道路上にあり、恐らくは古来交通のはげしい、都市連絡の路線であったと考えられる。その他に水路の通じているところもある。これは右を察せしめる。

右は奴婢を商業に従事させるにあたり、単独で商行為をさせ、それだけにそのものの商行為にある程度の裁量の幅をもたせたことを示している。奴婢が市において商売をするということは、漢時代表面に現われていないにしても、官吏など奴婢をもつものも亦奴婢やその傘下にある小農民などを使って市で商売をしたことを察せしめるところがあろう。

ちなみに、文選巻四〇弾事奏弾劉整一首、任彦升に、御史中丞任昉が劉整を奏弾したものをのせている。そこに劉氏が奴当伯を広州にやったが、彼が年を経て広州から帰っていたことを記している。これは六朝のものであるが、この奴当伯についても本人の裁量で商行為をさせたことが想定できるのではなかろうか。

第二、市の規模・性格についてであるが、右の僮約は三都や洛（いまの広漢）の場合のような大市のほかに小市があったことを物語っている。

市は必ずしも都会でなくても必要のあるところに自ら生ずる。例えば、後漢書巻四四張禹伝に、下邳相張禹について、

勧率吏民、仮与種糧、親自勉勞。遂大収穀実。鄰郡貧者帰之千余戸。室廬相属、其下成市。

とある。その李賢注に、

東観記曰、……後年鄰国貧人来帰之者、茅屋草廬千戸、屠酤成市。

とあるが、ここではその必要に応じ市が出現したのを示している。この市は蓋し小規模のものであろう。隷釈巻一史晨饗孔廟後碑に、後漢時代のこととして、

史君、念孔瀆顔母井去市遼遠、百姓酤買、不能得香酒美肉、於昌平亭下、立会市。

とある。これは祭祀の香酒美肉をえる必要に応じ、河南相史晨が市のほかに会市を立てたとするものである。大市といわれるものは常設であろうが、小市には定期市も含まれていたことであろう。（市の開設日についてはあとでもう一度ふれる。）小市の一つとして、漢書巻九七上外戚孝景王皇后伝に、王皇后が微賤のときうんだ女の家が長陵小市に在った、とあるのがあげられる。

なお、右に屠酤が出ているが、当時の食生活面から見て、肉や酒はいわば日常必需品であり、それだけにそうしたことを中心に市が出現したことも十分考えられる。さて、洛陽伽藍記巻四に、北魏時代のことであるが、

出西陽門外四里、御道南有洛陽大市。周廻八里。……市東有通商達化二里。里内之人尽皆工巧屠販為生。……市南有調音楽律二里。……市西有退(ママ)酤治觴二里。里内之人多醞酒為業。……市北慈孝奉終二里。里内之人以売棺槨為業、賃轜為事。……別有阜財金肆二里在焉。凡此十里多諸工商貨殖之民。比屋層楼。（下略）

とある。この洛陽大市は周廻八里（この里は長さ）のなかに通商、達化の二里以下の十里（この里は集落）を含んでいたと考えるべきであるが、そこには屠販、酤酒が大きく出ている。

ちなみに、右の洛陽の通商、達化の二里の住民劉宝について、

有劉宝者、最為富室。州郡都会之処、皆立一宅、各養馬十疋。至於塩粟貴賤市価高下、所在一例。舟車所通、足跡所履、莫不商販焉。見以海内之貨咸萃其処。産匹銅山、家蔵金穴、宅宇踰制、樓観出雲、車馬服飾擬於王者。

とある。劉宝の商人としての性格は蓋し洛陽大市の坐商で同時に全国をまたにかけた行商でもあるといえよう。大規模の商人がこうした二面性をもっていたことは漢時代（前漢の武帝の商人抑圧時を除く）についてもいえることであろう。塩鉄論力耕第二に、

大夫曰、……宛、周、斉、魯、商徧天下。故乃商賈之富、或累万金、追利乗羨之所致也。（下略）

とあるが、ここに見える宛以下の商人には蓋し右のような二面性をもつものも多数いたことであろう。さて、国語斉語に、参国伍鄙のときの管子の言葉として、

令夫商羣萃而州処、察其四時、而監其郷之資、以知其市之賈、負任擔荷、服牛軺馬、以周四方、以其所有、易其所無、市賤鬻貴、旦莫従事於此。（下略）

とある。商人はつとに車を利用していたことであろう。また、史記巻二四平準書に、前漢の武帝に公卿が上言したものをのせている(13)。そこに、

商賈人軺車二算、船五丈以上一算。

とある。これは商人と同様賈人も亦その店舗をもつ市を出て各地に物資の買いつけ、ときとしてはその途中での商売をしたのを察せしめるところがあろう。

また、太平御覧巻五三四学校に引く三輔黄図に、長安城外の太学の市と思われるものについて、

諸生朔望会此市。各持其郡所出貨物及経書伝記笙磬楽、相与買売。邕邕揖譲或論議槐下。

とあるが、これは市において（品物の種類にもよるが、）かなり遠隔地の産物がもち込み売られることのあったのを察せしめるところがあるのではなかろうか。ところで、前漢時代の邸は郡国及び蛮夷の長安での入朝寄宿の所であったが、そこでは長安にある郷人がその邸中に寄食することもあったと考えられる。さて、おそくとも後漢末には市の廛舎は邸（舎）といわれた。礼記王制第五に、

古者……市、廛而不税。

とあり、その後漢末の鄭玄の注に、

廛、市物邸舎、税其舎、不税其物。

とあるが、朝宿の邸は宿寄を事とするだけでなく、たいてい郡国の貢物の類の物資を儲蔵し、その点で市廛と似たところがあったので、右のような邸舎（という名称をもつもの）が生じたのであろう。(14) また、後漢書巻六四史弼伝に、後漢の後期、史弼が誣され弃市されようとしたときのこととして、

（魏）劭与同郡人、売郡邸、行賂於侯覧、得減死罪一等、論輸左校。

とある。この李賢注に、

郡邸、若今之寺邸也。

とあるが、同郡の人と相談して売ったのであるから、この邸は郡太守が京師に朝したとき宿るところというよりも、むしろ同郡出身の人びとが集り、かつ郡の産物が郡の商人個人や郡人の共同事業としてもち込み儲えられたところで

あろう。さきの三輔黄図に市に郡の出す貨物をもちよるとあるが、こうしたものが市の邸に予め蓄えられるようになったのであろう。（そこでは、逆に市で買ったものが邸に蓄えられ、郷里の郡などで売られるということも生じたことであろう。）こうした郡邸は一応官と関係なく郡人の財力によって設立され維持され、その故にさきのような形での売却も可能であったのであろう。

第三に、（右に述べたことと関連する）市の存在する位置についてであるが、それは人々が多く集まりそれだけに物資の流通がはげしいところに存在する。城内の市、城外にあるけれども城内の人々と結びついている市（例えば太学市）はそれにあたる。また、太平御覧巻八二七資産部七市に、

漢宮殿疏曰、交門市在渭橋北頭也李里市在雍門東交道亭市在便橋東細柳倉市在細柳倉

とある。（この李里市は長安城郭内に九市のほかに市があったのを示している。）交道亭市は蓋し交通の要地に設けられた市であろう。なお、周礼司徒遺人に、

凡国野之道、十里有廬。廬有飲食。三十里有宿。宿有路室。路室有委。五十里有市。市有候館。候館有積。

とあり、その鄭注に、

廬、若今野候、徒有庤也。宿、可止宿。若今亭有室矣。候館楼、可以観望者也。一市之間、有三廬一宿。

とある。漢の規定では十里（この里は距離）に一亭である。右はその点において違いがあるが、それにしても市が交通上の要地に設けられたのを察せしめるところがあろう。また、晋書載記巻一三苻堅伝に、苻堅の国のこととして、

自長安至于諸州、皆夾路樹槐柳。二十里一亭。四十里一駅。旅行者、取給於途、工商貿販於道。

とある。この里は亭と亭との間及び駅と駅との間の距離を示すものである。これは商人や工人が道路上で物品を売っていたのを示している。こうしたことは漢時代にあっても変りはなかろう。(15) 漢時代行政上の亭はその管下に里をも

ち、交通上の要地にあったと思われるが、そうしたところにも市が設けられる（扶風頒亭の会市、昌平亭の会市）。

また、さきの細柳倉市は恐らく官の倉庫があって、そのために物資を集めるとか、払下げを受けるとかに関連したところをもつものであろう。また、軍事集団のあるところには（徴税の品物が支給されることもあろうが、）その必要とする物資調達や、軍兵の消費の要求に応ずるため軍市が設けられたことであろう。ところで、商君書墾令第二に、

令軍市無有女子、而命其商、自給甲兵、使視軍興。又使軍市無得私輸糧者、則姦謀無所於伏。盗輸糧者、不私稽、軽惰之民、不游軍市、盗糧者無所售、送糧者不私、軽惰之民、不游軍市、則農民不淫。国粟不労、則草必墾矣。

とある。これはもともと経済的な意味から軍と結びついたと思われる市、つまり軍市が軍事面で大きく機能したことを裏から察せしめる。また、戦国策斉下閔王下に、

戦者国之残也。而都県之費也。……彼戦者之為残也、士闘戦、則輸私財而富軍市。……通都小県、置社有市之邑、莫不止事而奉王、則此虚中之計也。

とある。これは戦にあたり、軍市が富むという一面と、軍市を含む市が結局被害者となるという一面とを示しているが、そこに市の支配者と市との不可避的な一体性が存在するとされよう。こうしたものは軍市においてとくに強く現われるべきであったであろう。なお、漢時代にも軍市令はいた(16)。ここで史記一〇二馮唐伝を見ると、馮唐が前漢の文帝に対えたものをのせている。そこに、

臣大夫言、李牧為趙将居辺。軍士之租、皆自用饗士。賞賜決於外、不従中擾也。委任而責成功。故李牧乃得尽其知能。（下略）

とあるが、軍将がその管下の市からとった税を私用して戦士を饗する、といったこともあった。これは閫外のことは将軍自ら決定する、ということをふまえたものである。こうした軍市についても、利益があり、需要があるところに

商人が集まって市が生じ、さらにそこにその支配者との緊密な関係も生ずる、として理解されよう。

なお、大唐六典巻二二互市監に、

漢魏已降、縁辺郡国、皆有互市。与夷狄交易、致其物産也。並郡県主之。

とあるが、夷狄との交易のための市もあった。西晋末東晋初めのこうした市としては、晋書巻六二祖逖伝に、東晋初期太興四年（三二一年）死亡した塢主祖逖の晩年のこととして、

（前略）（石勒）因与逖書、求交市。逖不報書而聴互市。収利十倍。於是公私豊贍、士馬日滋。

とあるものがあげられる。この市は官主導型であるが、それにしても利があるところに商人が集って出現したものとされよう。

第四に、その市を開く日時であるが、商業を専業とするものにとっては終日の営業も可能である。しかし、農民が兼業として品物を売買するような場合、常時市にあることは無理である。さて、前引の周礼司市には、大市に朝市、日中の市、夕方の市の三つがあったとしている。しかし、純然たる（郊外の）農村部にあっては、人々が連日終日集って小市をなすほどの必要のないこともある。初学記巻二四市第十五に、

桓譚新論曰、扶風邠亭部、言本太王所処。其人有会。日以相与夜市。如不為期、則有重災害。

とあるが、これは定期市が夜だけ開かれた例である。そうした市はもちろん常設市の補助的性格をもつ。

後漢書巻四九王符伝に見える後漢の王符の潜夫論浮侈篇に、

今察洛陽、資末業者、什於農夫。虚偽游手、什於末業。是則一夫耕百人食之、一婦桑百人衣之、以一奉百。孰能供之天下百郡千県市邑万数。類皆如此。

とある。ここに市邑とあるのは大小の邑に市が備わることをふまえた表現である。その市には邑に立つ会市＝定期市が含まれぬわけではなかろうが、一般的には常設市ということになろう。右の百、千、万という数字は成数ではない

が、それにしても当時郡市に大小さまざまの市があったのを察せしめよう。

ただし、商業は市より外でも行われる。塩鉄論水旱第三十六に、塩鉄専売よりまえのこととして、

賢良曰、卒徒工匠（上の四字愆）故民得占租鼓鋳煑塩之時、塩与五穀同賈、器和利而中用。……家人相一、父子戮力、各務為善器。器不善者不集、農事急、輓運衍之阡陌之間。民相与市買、得以財貨五穀新弊易貨、或時貰民。不棄作業、置田器各得所欲、更繇省約。

とあるが、会市をたてるほどの必要のない場合、農村で道路の傍に品物を並べて売るといったことも屢々見られたことであろう。

ところで、武威出土王杖十簡は漢時代のものである。これについての私見は別に述べることとするが、そのなかに、年七十以上で王杖をもつものについて、

制詔……旁道市売、復毋所与。

とある。これは一般道路の旁で物品を売っても税をかけない（税をかけるのを免除する）という意味と受けとれる。(17) こうした商販のやりかたは、右の塩鉄論水旱で見たような形のものを含むけれども、一般には市において（坐商としてではなく）道旁で物品を売る形式とすべく、それは店舗をもつ賈とは違った行商のやりかたの一つである、として理解される。ただし、右は商売を本業とするものというよりも、むしろ農民などの商販の場合を主とし、あわせてそれを含むものとすべきであろう。こうした臨時的な市の場合、日時は一応不定ということになろう。(18)

第五節　城外の市と後代の草市

いままで見てきたところから、交易の場としての市には、常設市、定期市があり、単なる交易の場としては、定期

市にも及ばない臨時に道路などで物品を売買するようなものもあったのが理解されよう。

国家は市に対しては大きくいって二つの面で対応している。その一は、周知の通りであるが、治安維持、標準価額を定めそれを守らせようとすること、のような統制面である。こうした面はとくに城内の常設市では強かったことであろうが、そこでは交易の時間に制限を加えたことも考えられる。

その二は、商行為とくにその利潤に対する徴税である。すでに別稿で述べたところであるが、武帝のころ商賈より外の中家以上のものも亦通常農業以外の営利活動をしていたことが考えられる。告緡によっていったんそれは衰えたが、のちそれは再び盛んになったことであろう。商業利潤に対する税としては、史記平準書の公卿の上言（さきに引いたものと同じ上言）のうちに、

(A)諸賈人末作、貰貸売（売は漢書食貨志下によって補う）買居邑稽（たくわえる）（稽は漢書食貨志下では貯積となっている）諸物、及商以取利者、雖無市籍、各以其物自占、率緡銭二千而一算。

とあり、

賈人有市籍者、及其家属、皆無得籍名田、以便農。敢犯令、没入田僮。

とある。また、

(B)諸作有租及鋳、率緡銭四千一算。

とあり、この「諸作有租及鋳」は、「諸作有占租煮鋳」の誤りと考えられる。

右の(A)、(B)は実現したと考えられる。それから賈人が市籍に付けられた坐商であること、及びそうした賈人を含み商行為によって利潤をえたものは、自占し緡銭二千について一算の割で税を納めるようになったのがわかる。この賈人より外の商行為をするものには、商人として行商するもののほかに、すべての人びと（農民を含む）が対象となっているとすべきである。[19] こうした面からいうと常設市での商行為も定期市での商行為も、市らしいもののないところ

での商行為にも変りはない。

なお、右の緡銭は商工の営利行為についてかかるもので、農業生産に対してはかからなかったと考えられる。[20] また、周礼冢宰大宰の九賦の鄭注に、

（前略）玄謂賦、口率出銭也。今之算泉。民或謂之賦。其旧名与。……若今賈人倍矣。

とある。鄭玄のこの賦を人頭税（算賦）とする理解には疑問があるが、それとは別に、後漢末に賈人が人頭税を倍かけられるとしているのは注目すべきである。これが賈人が市籍をもつことに対する税そのものであるかどうかはにわかに断定しがたいが、そうであるとする推定は成立の可能性が十分あるであろう。

なお、商税徴収の方法についてであるが、睡虎地秦墓竹簡関市律に、

為作務及官府市、受銭必輒入其銭鉒中、令市者見其入、不従令者貲一甲。

とある。これは個人で物品を作り売るものと官府で物品を作り売るものとの場合、代価の銭を受けるとき買主がその銭を鉒中に入れ、売った者にその入るのを確認させ、それに違反したものには一甲を出させる、といった内容のものであろう。果してそうであれば、これは常設市において徴税のためのチェックが厳しかったということになる。右には商人で市において売買するものは出ていないが、それも当然何らかの形で厳重に徴税のためのチェックがなされていたことであろう。漢時代常設市において右のようなチェックがなされていた史料は見当らないようであるが、商業利潤に対する徴税が厳しかるべきことをかかげていたのは、つぎの事例からも窺われる。後漢書巻四和帝紀永元六年（九四年）三月の条に、

庚寅、詔、流民所過郡国、皆実稟之。其有販売者、勿出租税。又欲就賤還帰者、復一歳田租更賦。

とある。その李賢注に、「漢循周法、商買有税。流人販売。故矜免之。」とあるが、これは流民で生活のため細々とした商いをするものに対しても、本来ならばその利潤に対し課税する建前であったのを自ら物語っている。ただし、商

工の利潤にかける緡銭の徴収成功の度合はさまざまであったであろう。

ちなみに、晋南朝にあっては、商行為に対する税に估税＝市估税と市調（その他）があるが、估税は売者と買者とが納める税である。これは売買によって利益が生ずるという前提をもつものである。估税は市において納めることが多いであろうが、関（津）においても同様のことが生じ、そのため関市の估（税）といわれること（南史巻七十七沈客卿伝）もあった。（本来、関は検査をするにしても税をとるべきではなかった。のち関津で通行税をとることが生じたが、右の関の估税は恐らくそのつぎの段階として生じたものであろう。）なお、陳書巻五宣帝紀太建十一年（五七九年）十二月の条に、

已巳、詔曰、……文吏姦貪、妄動科格。重以旗亭関市税斂繁多。……逼遏商賈、営謀私蓄。……市估津税、軍令国章、更須詳定、唯務平允。

とある。この「旗亭関市」の税は「市估津税」と同質なるべきである。旗亭は第二節で引用した文選西京賦の六臣注に、

旗亭、市楼也。

とあるが、旗亭は楼をもつ市の役所である。これは長安城中にある。一方、廟記(B)の旗亭楼は杜門大道の南にある。杜門は長安城の南出東頭第一の門で覆盎門ともよばれる。これは長安城の城門である杜門を通る大道で城外の南の部分にある市と考えて差支えなかろう。要するに旗亭は城中の市にも城外の市にもあったのである。右の詔の場合、旗亭関市の税は蓋し現実的には城の内外の市と関（津）とにおける市估税、並に関津の通行税のことであろう。(21)

論を進めよう。商行為は現実に城内の常設市といったところにおいてだけ行われるわけでない。これはすでに述べた通りである。ところで、唐時代には原則として都市の城内に限って市が存在する。つまり、市は県治以上の都会にだけ設けるものとされた。ところで加藤繁氏の説かれるように、商業は州治県治だけで行われるものでなく、それよ

り下の小都会又は村落でも、規模に大小の差こそあれ行われた筈である。そこには市以外の名称によって現わされる商業地域がある。唐（宋）時代にあっては草市がそれに該当する。[22] その草市は悉く州県城の外にあるが、州県治の城垣に近く存在する場合と城垣から遠く離れて存在する場合とあった。

こうした草市の起源であるが、すでに漢時代城外に常設市、定期市があったとすれば、これが遙かな源流ということになろう。つまり、人間生活の必要上、城内、城外を問わず市が存在するわけであるが、前者の市が唐時代の市となり、後者が草市に連なるものであったと考えられるのである。なお、水経注巻三二肥水に、

肥水又西、分為二水。右即肥之故瀆。遏為船官湖。……肥水左瀆、又西逕石橋門北。亦曰草市門。外有石梁渡北洲。洲上有西昌寺。……肥水又左納芍陂瀆。瀆水自黎漿分水。引瀆寿春城北。逕芍陂門右、北入城。

とあって、寿春の城門の一つに草市門というのがあったことを伝えている。この名は門外に草市が有ったために生じたものであろう、とされている。また、後世の書であるが、太平寰宇記巻九〇昇州上元県に、

古建康県。初置在宣陽門内。晋咸和三年（三二八年）、蘇峻作乱、焼盡。遂移入苑城。咸和六年（三三一年）、以苑城為宮、乃徙出宣陽門外御街西。今建初寺門路東。是時有七部尉。……南尉在草市北。

とあって、晋の咸和中、苑城を宮闕と為したとき、城外に七尉を置いていたが、その一つである南尉は草市の北に在ったことを述べている。これは東晋の時草市というものが存在したことを示すものとされている。要するに、草市という名称は六朝のことを述べた史料に見えるが最も早いようである。

註

（1） 拙稿、「漢の長安城について」（古代文化二八―一一）・「漢時代の賤民、賤人、士伍、商人」（東洋史論集七）・「漢時代の算賦をめぐって」（三上次男博士頌寿記念論集）・「前漢の財政について」（東洋史論集一〇）・「漢時代の緡銭をめぐって」（東洋学報六三―三・四）・「均輸法をめぐって」（古代文化三五―三）・「七科謫をめぐって」（東洋史論集一一）参照。

（2）前掲、「漢の長安城について」参照。
（3）佐藤武敏氏、『長安』参照。
（4）伊藤清造氏、「漢長安都城考（二）」（考古学雑誌二九―九）参照。
（5）宇都宮清吉氏、『漢代社会経済史研究』第四章「西漢の首都長安」（一五四―五頁）参照。
（6）前掲、『長安』参照。
（7）古賀登氏、『漢長安城と阡陌・県郷亭里制度』第一章第一節「漢の長安城について」参照。
（8）鎌田重雄氏、『秦漢政治制度の研究』第二篇第五章「三輔」参照。
（9）前掲、『長安』参照。
（10）吉田光邦氏、「素描―漢代の都市」（東方学報四七）参照。
（11）前掲、「漢時代の賤民、賤人、士伍、商人」・「漢時代の緡銭をめぐって」・「七科謫をめぐって」参照。
また、紙屋正和氏、「前漢時代の商賈と緡銭令」（福岡大学人文論叢一一―二）・美川修一氏、「漢代の市籍について」（古代学一五―三）・山田勝芳氏、「中国古代の商人と市籍」（『加賀博士退官記念中国文史哲学論集』）参照。
（12）前掲、『漢代社会経済史研究』第九章「僮約研究」参照。
（13）この上言については、前掲、「漢時代の緡銭をめぐって」参照。
（14）唐長孺氏、「南朝的屯、邸、別墅及山沢估領」（歴史研究一九五四―三）参照。
（15）拙稿、「漢魏晋南朝の郷・亭・里」（東洋学報五三―一）参照。
（16）大庭脩氏、『秦漢法制史研究』第四篇第一章「前漢の将軍」参照。
（17）滋賀秀三氏、「武威出土王杖十簡の解釈と漢令の形態――大庭脩氏の論考を読みて――」（国家学会雑誌九〇―三・四）参照。
（18）市の形態、そこにおける商人のありかたなどについては、劉志遠氏・余徳章氏・劉文杰氏、『四川漢代画家磚与漢代社会』・渡部武氏、「漢代の画像に見える市」（東海史学一八）参照。
（19）・（20）前掲、「漢時代の緡銭をめぐって」参照。
（21）拙著、『魏晋南朝の人と社会』第六章「梁の武帝と貨幣流通」参照。
（22）加藤繁氏、『支那経済史考証上巻』「唐宋時代の市」参照。